

議第42号

高山市新型インフルエンザ等対策本部条例について

高山市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定するものとする。

平成25年6月3日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い制定しようとする。

高山市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、高山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 高山市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 高山市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、市対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 高山市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。

4 市対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、規則の定めるところにより市対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、市対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。